

ID: 23

担当部署: 税務課

<b>処分の概要</b>	督促手数料及び延滞金の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	町税外収入等督促手数料及び延滞金条例 第1条		
<b>例規番号</b>	昭和41年条例第65号		
<b>【基準】</b>			
<p>第1条及び第2条の規定による。</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項及び第2項の場合においては、この条例の定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収する。</p> <p>第2条 督促手数料及び延滞金の額並びにその徴収方法については、村田町町税条例(昭和31年村田町条例第4号)の例による。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日